

外遊び支援遊具整備業務仕様書

1 業務名

外遊び支援遊具整備業務

2 業務目的

本業務は、コロナ禍が続く中、3密を避け、新型コロナウイルス感染予防を図り、子どもたちが外遊びを楽しむ機会を創出するため、保育園4園の遊具を整備することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月20日までとする。

4 予算額（予定価格）

本業務に係る予算額は56,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

なお、各園における金額の配分は特に問わない。

また、参考見積書の金額が、予算額（予定価格）を超過した場合は失格とする。

5 業務内容

次の内容について、市と入念な打ち合わせのうえ、日程の確認を行ながら業務を進めるものとする。

(1) 市内保育園4園の遊具の整備

- ① 遊具製作
- ② 遊具設置（基礎を含む）
- ③ 既存遊具の撤去・処分

6 業務条件

(1) 遊具に関する条件

- ① 子どもの創造、挑戦、コミュニケーション、成長につながる「遊びの価値」を高める遊具であること。
- ② 保育園児（1～5歳児）が使用することを想定すること。落下防止に備え、衝撃吸収性能を有する緩衝材の設置や接続部分の留め具に保護材を取り付けるなど、安全面に十分配慮された遊具であること。
- ③ 年齢に応じた多様な遊び・運動の提供ができ、かつ、高さ、滑り台・階段等の角度等が現在の子どもの身体能力に適応した遊具であること。
- ④ 登り面や階段等が園舎側から見えるなど、死角が少なく、見守りに配慮できる構造であること。
- ⑤ 隙間に頭や首、指や足などの身体が挟まる、着衣や髪が引っかかる等、子どもが気付かない、対応できない危険「ハザード」を除去した設計であること。

- ⑥ 構造材は、屋外での設置、使用を前提とした素材とし、特に滑り台の滑走部は夏の日差しによる高温化に対応した素材とすること。また、抗菌・抗ウイルス加工を施すこと。さらに、地際部分は腐食加工を施すなど、遊具の維持管理の軽減、長寿命化に努めること。
- ⑦ 国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第2版）」に準拠すること。
- ⑧ （一社）日本公園施設業協会「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S：2014）」及び欧州規格「EN1176/1177」と同等の安全基準により製作された遊具とすること。
- ⑨ 利用動線の交差を避け、各遊具の運動方向を考慮した安全領域を十分に確保すること。

（2）設置に関する条件

- ① 設置場所及び範囲は、別紙「各園遊具設置概略図」のとおりとする。受注者は、周辺の状況を確認し、設計図、施工図等を作成し、発注者の承認を得たうえで設置すること。
- ② 設置作業は、できる限り保育に支障のない日程及び時間に行うこととし、詳細は各保育園の指示の下に決定すること。
- ③ 保育園内における業務であるため、園児の安全を第一とするとともに、保育環境への影響を最小限とすること。
- ④ 基礎は、土の流出等による露出がない構造とすること。
- ⑤ 既存の遊具及び遊具を撤去する際に発生する建設副産物については、契約の範囲内で適正に処分すること。
- ⑥ 保育園内への搬入車両の通行については、舗装等を傷めないよう養生等による適切な対応を行うこと
- ⑦ 設置完了後、施工写真、完成写真を添付した完了届を提出し、発注者の検査を受けること。

（3）保険及び品質保証

- ① 生産物賠償責任保険、請負賠償責任保険に加入し、契約に従い保証すること。
- ② 遊具の取扱説明書及び品質保証書の引き渡し、職員への日常点検講習を実施すること。

（4）各園の遊具に求める要素

- ① 邑久保育園（瀬戸内市邑久町尾張1159番地1）
 - 3～5歳児用の大型複合遊具と1～2歳児用の複合遊具を設置する。
 - ア 3～5歳児用
 - ・登り棒やクライミングなど、体幹を鍛えることができること。
 - ・複数人で登ったり滑ったりすることにより、友達を意識しながら遊ぶことができ、遊びながら学ぶことができること。
 - ・子どもがイメージを膨らませながら遊ぶことができること。
 - ・園のシンボルとなるようなデザインであること。
 - イ 1～2歳児用
 - ・保護者や職員等の手が届きやすい構造であること。
 - ・傾斜の緩やかな滑り台があり、安全でシンプルな構造であること。
 - ② 福田保育園（瀬戸内市邑久町福元671番地1）

3～5歳児用の大型複合遊具と1～2歳児用の複合遊具を設置する。

ア 3～5歳児用

- ・危険認知能力を養うことができること。
- ・ボルダーリングなど、バランス力を養うことができること。
- ・登り棒や雲梯など、少し練習が必要で何度も挑戦することができること。
- ・園のシンボルとなるようなデザインであること。

イ 1～2歳児用

- ・移動することができる重さ、かつ、自重があり横転しないこと。

③ 長船西保育園（瀬戸内市長船町服部277番地）

4～5歳児用の複合遊具と1～2歳児用の複合遊具を設置する。どちらもコンパクトで複数の要素があり、子どもが親しみやすいデザインであること。なお、撤去対象の遊具以外の既存の遊具や設備を移動させなければならない可能性がある。

ア 4～5歳児用

- ・登り棒や雲梯など、挑戦することができること。

イ 1～2歳児用

- ・滑り台があり、1～2歳児でも安全に遊ぶことができること。

④ 長船東保育園（瀬戸内市長船町牛文729番地1）

2～5歳児用の大型複合遊具で、2～3歳児、4～5歳児の遊ぶ要素がゾーニングされていること。ただし、ゾーニングすることが難しい場合は、設置領域の中で2～3歳児用、4～5歳児用、それぞれの遊具を設置することも可能とする。

- ・安全性及び機能性に優れていること。
- ・自主性を養うことができること。
- ・登り棒やクライミングなど、楽しく体を動かすことができ、運動機能の発達につながること。
- ・今後の移設を考慮した設置とすること。

7 再委託等の制限

受注者は、本業務の全部を再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により市の承認を得たときは、この限りではない。

8 その他

本業務の受注者は、以下の内容に留意し業務を遂行すること。

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては、本仕様書に基づくとともに、各種関係法令、市関係条例・規則等を遵守し、適正な運営に努めること。
- (2) 受注者は、本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議を行い、その意図や目的を理解したうえで、適切な実施体制、人員配置の下で進めること。
- (3) 本業務中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本業務完了後も、また同様とする。

- (4) 本業務完了後であっても、その成果品に瑕疵等の不備が発見された場合には、速やかに成果品を修理・交換等しなければならない。
- (5) 業務の遂行に当たり、発生した事故等については、受注者の責任において対処すること。
- (6) 事故等により発生した損害については受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により発生したと認めた場合は、その損害は発注者が負担するものとし、その額は両者協議により決定する。
- (7) 受注者は、業務の実施において、疑義の生じた事項又は仕様書に定めのないことについては市と協議のうえ、誠意をもって処理すること。

別紙

各園遊具設置概要図







